DOLLAR DRIVERS LICENSE TRANSLATION APPLICATION FORM
ダラーレンタカー　運転免許証翻訳申込書

Dollar Thrifty Automotive Group, Inc.（Dollar Rent A Car）（以下、ダラー）では、お客様のアメリカ合衆国でのお車のレンタル契約の際、日本の運転免許証と国際運転免許証を一緒に提示して頂き、日本の運転免許証に記載されている内容を確認させて頂いております。
そこで、国際運転免許証取得の代わりとして、ダラーでは日本の運転免許証の翻訳書を作成するサービスを行っております。この運転免許証翻訳書により、アメリカ合衆国でのダラーレンタカーのレンタル契約が容易となります。また、アメリカ合衆国での日本運転免許証の翻訳文書としてお役立てください。

お申込方法

1. 下記項目ご記入の上、日本の運転免許証の裏表両面コピーを同封し、ダラーレンタカー日本総代理店株式会社アクセスの下記住所までご郵送ください。
2. 申込書と免許証の裏表両面コピーの到着後、翻訳書を作成し郵送でお送りします。
3. アメリカ合衆国でのレンタル契約の際は、お送りした翻訳書、日本の運転免許証、その他の必要書類（コンファメーションスリップやプリペイドバウチャー）と共に、ご提示ください。

注意事項

1. 日本ご出発の5営業日前迄必着で、必要書類をご郵送ください。お申込書の不備、郵便事情による未到着の場合はダラーレンタカー日本総代理店株式会社アクセスでは作成責任を負いません。予めご了承ください。
2. 申込書に不備がない場合、及び、クレジットカードの有効を確認後、3営業日以内に作成し、発送いたします。
3. 翻訳書作成サービス料金は、郵送代、手数料込みで2，000円（消費税込）です。お支払いは、クレジットカード決済のみとさせていただきます。
4. 翻訳書は法的文書ではなく、日本の運転免許証の代わりにはなりません。契約の際には必ず日本の運転免許証と翻訳書を一緒にご提示ください。
5. 翻訳書は法的な身分証明書ではありません。パスポートや日本の運転免許証を携帯してください。
6. 翻訳書を所持していても、事故、違反などの際に警察の聴取、身元確認のため、相当期間拘束されることがあります。
7. 翻訳書は、発効日から90日間有効です。但し、日本国運転免許証に記載された有効日までとします。
8. 翻訳書は、日本の運転免許証の記載事項の真否を立証するものではありません。不正確な記載や虚偽の記載がある場合、ダラーレンタカー日本総代理店株式会社アクセスでは何らの責任も負いません。

以下の項目をご記入、ご確認の上、運転者の日本の運転免許証の、表、裏の両面を内容のはっきり読み取れるように原寸大でコピーを取り、一緒に下記までご郵送ください。

〒100-0011　東京都千代田区内幸町 2-2-3　日比谷国際ビル B1F
ダラーレンタカー日本総代理店　株式会社アクセス　免許証翻訳サービス係　宛

この申込書にもれなくご記入後、注意事項をよくご確認の上ご署名ください。

◆ 姓名（日本語表記）：

◆ 姓名（ローマ字表記/パスポート記載のお名前）：

◆ 現住所：(日本語)

現住所：(ローマ字表記)

◆ 翻訳書送付先（日本語表記）：

◆ アクセス申込番号（8桁）：

◆ 日中連絡先電話番号：　　－　　－

◆ クレジットカード情報：　種類：☐VISA　☐MASTER　☐AMEX　☐JCB　☐DINERS
番号：
有効期限：　　月　　年

◆ 署名

＊日本の運転免許証（表、裏両面）の原寸大コピーをご同封ください。